

『三鷹市の教育に関する大綱』の基本目標と令和 8 年度 of 取組について

基本目標 1 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

1 子ども・若者・子育て支援

(1) 施策の課題と方向性

全ての子どもの権利が守られ、子どもたちが主体的に活動し、自分らしく安心して成長できるよう、福祉・教育・就労など様々な分野の連携体制の強化、整備を図り、子どもの健やかな成長を支えます。

また、安心して子育てができるよう支援の充実を進めます。

さらに、子ども・若者の居場所の拡充を図りながら必要な支援を行うとともに、保育園・学童保育所の運営の強化を図ります。

(2) 主要事業の達成度を測る指標 (KPI)

指 標	計画策定時の状況	達成値 ＜令和 6 年度＞ (2024 年度)	目標値 ＜令和 9 年度＞ (2027 年度)
保育園・学童保育所の待機児童数	0 人	0 人	0 人
多世代交流センター ユースタイム (中高生・若者交流事業) 参加者数	3,026 人	6,198 人	3,900 人
「子育て支援プログラム」への参加 家庭数	484	359	650
「ゆりかご面接」、「新生児訪問」の 実施率	ゆりかご面接 98% 新生児訪問 95%	ゆりかご面接 98% 新生児訪問 98.5%	各 100%

(3) 令和 8 年度の主な取組

ア 三鷹幼稚園跡地の利活用

子ども政策部

「三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（令和 7 年 3 月策定）」に基づき、運用面・施設面の準備に取り組み、令和 9 年 2 月に、子どものためのあそびと学びの施設として「三鷹幼稚園跡地利活用施設（仮称）」を開設します。施設の開設に当たっては、子どもの居場所機能や相談を中心とした若者支援機能を兼ね備えるとともに、「“百年の森”構想」の一環として整備予定の「“子どもの森”（仮称）」との連携を見据えていきます。

〔事業概要〕

- ・地権者との賃貸借契約の締結

令和 8 年 8 月に地権者による建築工事がしゅん工する予定であることから、9 月に地

権者と土地及び建物の賃貸借契約を締結します。

- ・内装・外構整備の実施

子どもが安心して過ごせる、統一感のある空間を目指し、整備を行います。

- ・施設愛称名の公募

令和8年11月に市内の小学生～高校生世代を対象にワークショップ形式で施設愛称名を公募します。

- ・主な事業内容

項目	事業内容
子どものあそびに関する事業	子どものあそび・居場所づくり
学習支援事業	学習スペースの提供、多様なニーズに応じた学習支援
相談事業	子ども・若者相談室（仮称）の設置、子ども家庭支援センター等の関連機関との連携
子育て支援事業	子育てに関する情報提供、子育て世代の交流の促進
地域交流事業	地域市民との協働による子どものための講座やワークショップ

イ 「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けた取組と普及・啓発

子ども政策部

人権を尊重するまち三鷹条例、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念を踏まえ、「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」を制定し、子どもの権利の普及・啓発及び権利擁護の取組を行います。

〔事業概要〕

- ・「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定

条例検討委員会の検討内容を踏まえ、条例骨子を作成し、パブリックコメント等を実施して、令和8年中の条例制定を目指します。

- ・普及・啓発の取組

条例制定後に「子どもの権利とは？」（予定）をテーマに、小学生から18歳までの合計50人を対象にしたワークショップを実施するとともに、広く市民を対象とした講演会等を行います。また、年代別に3種類（小学生・中高生・大人）のパンフレットを作成し、公立小中学校やイベント等で配布を行います。

- ・「子どもの権利擁護委員（仮称）」の設置

子どもの権利に係る救済機関として、市長の附属機関である「子どもの権利擁護委員（仮称）」を設置するとともに、子どもの困りごとや不安、悩み等について話を聴く相談窓口を「三鷹幼稚園跡地利活用施設（仮称）」に設置します。

ウ 不登校の子ども及び家庭への医療との連携による支援の継続

子ども政策部

令和7年度に国の委託事業により、首長部局からのアプローチによる不登校の子どもや

保護者への支援メニューの開発・実証の取組として、不登校の子ども等に対する包括的で切れ目ない支援体制の構築と実証に取り組んでいます。令和8年度においても継続して不登校の子ども及びその家族への支援を行います。

〔事業概要〕

・支援メニューの開発・実証の手法

学校や家庭と連携・調整を図りながら、学校復帰のための環境を整えていく「医療教育コーディネーター」を配置している市内医療機関との連携を令和7年度に引き続き実施し、不登校の子ども等への包括的で、切れ目ない支援に向けた実証を行います。

・市・教育委員会・学校の関係者による連絡会（年2回）を開催し、情報共有を行います。

エ こども誰でも通園制度の実施

子ども政策部

国及び東京都の補助制度を活用し、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、定期的な預かり保育を実施します。なお、令和7年度から東京都補助事業として取り組んでいる「多様な他者との関わりの機会の創出事業」と一体的に実施します。

〔事業概要〕

対象者 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳までの子ども

対象施設 保育所等のうち事業の実施を希望する園で市の認可を受けた施設

※令和8年度実施見込み 私立幼稚園（8施設）

利用時間 国制度 月10時間上限

都制度 上限なし（ただし、補助の対象となるのは月160時間まで）

利用料金 市内在住者は原則なし（利用者負担額の無償化）

開始時期 令和8年4月以降順次

オ 認可保育園の保育士配置基準の改善

子ども政策部

東京都の保育士配置基準を上回る配置を行うことで、より安全で安心な保育を実現し、保育の質の向上を図ります。

〔事業概要〕

現行25:1としている4、5歳児クラスの保育士配置基準を20:1に改善します。定員が20人を超える場合、公立保育園においては会計年度任用職員（月額職員）を新たに配置するとともに、私立認可保育園においては新たに人件費相当分の補助を行います。

カ 5歳児健康診査の実施

子ども政策部

子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する支援を行い、幼児の健康保持及び増進を図るため、5歳児健康診査を実施します。なお、健診結果を踏まえて、就学を見据えた適切なフォローアップにつなげていくため、関係部署間の連携を促進するコーディネーターの役割を担う専門職職員を配置しま

す。

〔事業概要〕

対 象 者 5歳から5歳6か月までの幼児
実施方法 希望者からの申込制による集団健診
実施会場 総合保健センター
実施回数 年6回

2 教育

(1) 施策の課題と方向性

変化の激しい予測困難な時代において、未来を担う子どもたち一人ひとりが、自らの幸せな人生とより良い社会の創造、すなわち個人と社会のウェルビーイングの実現のための大切な条件として「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できるようになることが重要です。そのために、これまで取り組んできたコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を一層充実させるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの推進、一人ひとりが大切にされる環境整備、教職員の幸せ（ウェルビーイング）の実現等に取り組んでいきます。さらに、学校を核としたコミュニティづくりであるスクール・コミュニティの発展に向け、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行をめざし、「学校3部制」を推進します。また、国立天文台周辺のまちづくりの中で、魅力ある最先端の教育と「学校3部制」のモデルとなる「森の学校」を創るため、義務教育学校の制度を活用した新しい小・中一貫教育校の整備に向けた取組を進めます。

(2) 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	達成値 ＜令和6年度＞ (2024年度)	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合	75.4%	73.3%	80.0%
学校施設の大規模改修工事実施校数	4校	5校	9校

(3) 令和8年度の主な取組

ア 自閉症・情緒障がい教育支援学級の開設

教育部

市立小・中学校における自閉症・情緒障がいのある児童・生徒への支援体制を強化するため、令和8年4月に自閉症・情緒障がい教育支援学級を開設します。

東京都による教員に加え、市が教育支援学級介助員を配置するとともに、令和8年度は、開設準備委員会の学識経験者の委員をアドバイザーとして招き、円滑な運営を行うための体制づくりに取り組めます。

〔事業概要〕

設置校 南浦小学校
学級数 2学級（最大16人）
教員 3人（東京都より配置）
介助員 4人（1学級に2人配置）

イ 「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」導入20周年記念フォーラムの実施 教育部

平成18年4月ににしみたか学園が開園し、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」導入20周年を迎えることから、これまでの歩みを継承し、さらに三鷹の教育を進化させていくことを目的として記念フォーラムを実施します。

〔事業概要〕

開催日 令和9年2月6日（土）
会場 三鷹市公会堂光のホール
内容 各学園の取組や成果の発表、パネルディスカッション

ウ 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の拡充 教育部

長期欠席・不登校状況にある児童・生徒の実態把握と支援ニーズに応じた支援を進めます。「校内別室」について、学校内で子どもたちが安心できる学びと支援を推進するため、名称を「校内支援教室」に改めるとともに、令和7年度に市立小学校8校に配置している「校内別室支援員」を「校内支援教室支援員」として、市立小学校全校と中学校2校に配置を拡充します。また、医師や心理士、学識経験者を招き、「保護者の集い」を開催するほか、保護者向けリーフレットの作成など、保護者への支援の充実を図ります。

〔事業概要〕

校内支援教室支援員
現状 小学校8校に配置（8人）
拡充後 小学校全15校及び中学校2校に配置（9人増で計17人）

エ 学校3部制の推進 教育部

スクール・コミュニティの発展に向けて、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行を目指し、令和7年度策定の「学校3部制推進プラン」に基づき、学校3部制の取組を推進します。

〔事業概要〕

- ・学校施設の地域開放等を担う運営組織の検討
第2部における地域クラブ活動の運営、第3部における学校施設の地域開放に関する利用調整や団体登録、利用料金等の徴収等を担う組織の設立に向けて、準備委員会を設置し、組織の設立に向けた準備に取り組みます。
- ・地域クラブ活動アドバイザーの配置
第2部における地域人財による中学生の放課後活動の実証として、地域クラブ活動アドバイザーを配置し、地域クラブ活動の支援に取り組みます。

オ 大学等進学応援金の創設

教育部

大学等へ入学した方に対して、世帯の経済状況に応じ、修学に係る経済的負担の軽減を図るため、進学応援金を創設し、若者の学びを応援します。

〔事業概要〕

対象者 世帯全員の所得金額合計が就学援助の基準額以下の世帯で、一定の要件を満たした大学等へ令和8年度に進学された方

給付額 10万円

カ 中原小学校の建替えに向けた設計の実施

教育部

令和12年度の新校舎使用開始に向けて、令和7年9月に策定した基本プランをもとに、令和7年12月に公募型プロポーザル方式により基本設計委託事業者を決定しました。令和8年度は、引き続き建替えに向けた基本設計に取り組むとともに、実施設計に着手します。設計に当たっては、プロポーザルにおいて提案された仮設校舎を建てない計画により工事中の児童の学習環境への影響を抑えつつ、安全安心で快適な教育環境の充実とともに、学校3部制に対応した学校施設を目指し、地域交流機能（ラウンジスペース、会議室等）の確保や特別教室の授業利用時間外での地域開放（平日昼間を含む）等を前提とした検討を進めます。

基本目標2 心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち

1 生涯学習

(1) 施策の課題と方向性

生涯学習・社会教育の観点から、全ての人々が学び続けられる学習環境の整備に取り組むとともに、学習者の学びの段階に応じた多様な学びの機会の確保と情報提供に努めます。また、生涯学習を通じて習得した学習の成果を地域社会に還元していく「学びと活動の循環」を推進します。

(2) 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	達成値	目標値
		<令和6年度> (2024年度)	<令和9年度> (2027年度)
生涯学習センターの施設利用者数	60,071人	86,282人	72,000人
生涯学習講座の受講者数	8,318人	9,154人	10,000人
三鷹ネットワーク大学の講座受講者数	5,417人	8,669人	12,000人

2 図書館

(1) 施策の課題と方向性

「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け、「三鷹市立図書館の基本的運営方針」や「みたか子ども読書プラン」を推進します。そのために、図書館サービスの向上と居場所としての図書館の検討を行う必要があります。図書館サービスの向上のために、更なる資料の拡充や職員のレファレンス力の向上、学校図書館や井の頭コミュニティ・センター図書室などとの連携を図ります。

また、居場所としての図書館に必要な、施設面での市民満足度の向上を図るため、老朽化施設の改修や補修を計画的に行っていきます。図書館からの情報発信を強化し、市民に対して市立図書館を身近に感じてもらえるよう努めるとともに、図書館システムの更新により市民満足度の向上を図ります。

(2) 主要事業の達成度を測る指標 (KPI)

指 標	計画策定時の状況	達成値 <令和6年度> (2024年度)	目標値 <令和9年度> (2027年度)
図書館の利用者数	845,367人	835,450人	848,000人
有効登録者数	42,635人	42,050人	45,000人

(3) 令和8年度の主な取組

学校図書館の地域開放の拡充

教育部

学校図書館の地域開放を拡充し、小学生から高校生世代のための学習スペースとするとともに、市民が身近な地域で本に親しむ環境整備に向けて、モデル校での開放拡充を実施し、効果検証等を行います。

[事業概要]

	現状	拡充内容
開放時間	土曜日の午前9時～正午	土曜日の午前9時30分～午後5時
対象	各小中学校に在籍する児童・生徒及び保護者	市民
日数	年間35日程度開放（長期休業中は未実施）	毎週土曜日（年始年始を除く）
開放内容	図書の閲覧等	学習スペースとしての利用、市立図書館の配送サービスを活用した市立図書館の蔵書の予約受付や貸出等
実施校	市立小・中学校全校	市立小学校1校及び中学校1校のモデル校

3 芸術・文化

(1) 施策の課題と方向性

芸術文化は、人々が豊かに暮らすために必要不可欠のものです。多文化共生社会の実現をめざすための重要な役割が芸術文化に求められています。

市内にある多彩な芸術文化資源を生かしたまちづくりを進め、芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化をめざします。また、芸術文化の担い手の育成や、誰もが芸術文化に触れ、参加する環境づくりを推進します。

(2) 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	達成値 ＜令和6年度＞ (2024年度)	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
市の文化施設全体の利用人数	863,793人	923,955人	1,040,000人
スポーツと文化財団芸術文化事業 (音楽、演劇、美術、文芸)の入場 者数	73,594人	80,129人	89,000人
市民文化祭の参加者数	6,721人	6,791人	9,000人

(3) 令和8年度の主な取組

ア 「三鷹まるごと博物館」事業の推進

スポーツと文化部

令和8年4月に施行予定の「三鷹まるごと博物館条例」を踏まえ、まち全体を博物館とする「多拠点型」の博物館として、博物館法に準拠する登録博物館への登録を目指すとともに、三鷹固有の文化遺産の保存・活用や新たな文化遺産の発掘・発見など市民協働による博物館事業を推進します。

〔事業概要〕

- ・「博物館法」に準拠する博物館への登録

都内で初めて集約的な館を持たない「多拠点型」の博物館として、博物館法に準拠する博物館への令和8年度中の登録を目指して準備を進めます。

- ・多拠点型展示の拡充

「三鷹まるごと博物館」の紹介映像や拠点施設への表示プレート等を作成するほか、登録博物館への登録に向けて、三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」への通史展示の設置や来館者向けグッズの製作などを行います。

- ・プロジェクションマッピングの巡回展示

令和7年度に引き続き、市立小学校の児童に三鷹の歴史への興味・関心を持ってもらうため、12万年前から現代までの三鷹の街並みの変遷が視覚的にわかるプロジェクションマッピングの巡回展示を実施します。

実施数 5校（予定）

・三鷹大沢わさびの保全と活用の推進

大沢の里や国際基督教大学構内などで栽培している「三鷹大沢わさび」について、地域に根差した食文化の保全と、大沢の環境に支えられた貴重種であることを周知するため、イベント等で使用する展示用標本などを作成します。

・市民センター北側市有地の活用に向けた準備

三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」の充実と、教育センター2・3階を執務スペースとするため、市民センター北側市有地を活用し、「みたかえる」及び埋蔵文化財調査室、市史編さん室等が入居する建物の令和9年度途中からのリース方式による設置に向けた準備を進めます。

所在地 下連雀九丁目

敷地面積 616.85 m²

使用期間 令和9年度～14年度（60か月）

イ 「新・三鷹市史（仮称）」の編さんに向けた取組

スポーツと文化部

市制施行80周年事業として行う「新・三鷹市史（仮称）」の編さんについて、令和7年度に策定する「新・三鷹市史（仮称）編さん基本方針」に基づき、事業の推進体制を強化し、調査等を効率的に進めるとともに、市史編さんの成果を公開するための「デジタルアーカイブサイト」の構築に向けて取り組みます。

〔事業概要〕

・推進体制の強化

令和7年度に引き続き、学識経験者等で構成される三鷹市史編さん委員会から助言等を得ながら、専門部会でのテーマごとの調査・資料収集等や三鷹市史編集会議での調査研究・執筆などを進めます。また、調査事業の更なる推進に向けて、課相当の臨時組織として市史編さん室を設置し、体制を拡充します。

・予備・本格調査の実施

令和7年度に引き続き、各部会で予備調査を行うとともに、原始・古代及び自然部会において一部本格調査に着手します。

・デジタルアーカイブサイト構築に向けた調査・検討

他自治体のアーカイブサイトの性能比較、システムベンダーや利用者等へのヒアリングなどを行い、必要な機能を整理するなど、令和12年度のデジタルアーカイブサイト公開に向けたサイト構築作業を進めます。

・普及・啓発の実施

講演会の実施や三鷹エコミュージアム研究『みいむ』等への情報掲載により市史編さんの取組をPRするほか、市史だより等の発行について検討を進めます。

ウ 寄贈物件を活用した「三鷹ヴィレッジ・森のアトリエ」の運営

企画部

令和5年度に寄贈を受け、整備に向けた改修工事を行っている物件について、令和8年4月にシェアハウスと地域交流施設を備える「三鷹ヴィレッジ・森のアトリエ」として開

設します。

若手クリエイターのスタートアップ支援とクリエイターや地域住民の交流等を通じた地域活性化を目的に、NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が市から施設を無償で借り受け、運営主体と貸主を担います。また、地域人財からなるコミュニティ・コーディネーターを配置し、施設の日常的な管理や入居者支援、ボランティアの育成、交流事業のコーディネートなどを行います。

なお、空き家の利活用に向けたモデル的な実証事業として実施するもので、定期的な事業検証に取り組みます。

〔施設概要〕

所在地 下連雀一丁目 31 番 21 号・22 号

面積 土地 641.63 m²

建物 347.84 m² (総床面積)

交流棟（1棟） 令和8年4月1日 開設	利用時間帯	水曜日～日曜日の10時～17時（祝・休日と年末年始を除く）
	利用料金	無料
	利用対象者	地域住民、シェアハウス入居者、ボランティア、運営関係者
	利用方法	原則として予約不要 地域住民に向けたイベントは事前予約が可能
	交流事業	気軽なボランティア活動とカフェ交流会 クリエイターによる作品展示やワークショップ 地域団体やボランティアグループ等による催し 広場づくりやDIY など
シェアハウス （3棟） 令和8年4月18日 入居開始	居住人数	1棟に2人ずつ、合計6人
	契約形態	3年の定期借家契約（契約変更なし・1回のみ再契約可）
	応募資格	30代前半までの単身者でクリエイティブな活動を生業とすることを目指している方 地域活動への参加意欲がある方 など
	入居者選考	先着順ではなく選考により入居者を選定
	入居者支援	コミュニティ・コーディネーターが共同生活やコミュニティ形成を支援
	創作活動支援	若手クリエイターの経済的負担を軽減する安価な家賃設定 各棟に共用の創作活動室を用意 関係団体等と連携し作品発表を支援

4 スポーツ

(1) 施策の課題と方向性

「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツに親しむ環境を充実し、市民がスポーツを生涯の友にし、心と体がいつまでも健康でいられるよう、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフの推進による心と体の健康都市づくりに取り組みます。

また、オリンピック・パラリンピックや各種ワールドカップなどの世界的な大会の開催等を契機に、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、障がい者スポーツの普及やスポーツを支える人財育成及び大会に出場するアスリートの支援等を行い、人生 100 年時代における共生社会と「ひとり1スポーツの三鷹」の実現をめざします。

(2) 主要事業の達成度を測る指標 (KPI)

指 標	計画策定時の状況	達成値 <令和6年度> (2024年度)	目標値 <令和9年度> (2027年度)
市のスポーツ施設等の利用者数	1,037,937 人	1,124,339 人	1,300,000 人
「タッタカくん！ウオーク&ラン」 アプリ登録者数	1,545 人	5,038 人	10,000 人
みたかスポーツサポーターズ登録者 数	140 人	190 人	200 人